意匠制度海外ユーザー向けガイドブック

— [Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan] について—

New Guidebook for Overseas Users on Design System in Japan

特許庁 審査第一部意匠課 意匠分類企画係長

奈良 日向子

2019 年特許庁入庁。意匠審査官。2023 年 4 月より現職。意匠制度の普及啓発、審査官の採用業務等に携わる。

1

はじめに

特許庁意匠課では、意匠制度の普及のためのプロジェクトチームを編成し、様々な活動を行っている。本稿では、その一環として作成した、海外ユーザー向けの意匠制度ガイドブック「Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan」(令和6年1月発行)【図1】を紹介する。

本ガイドブックの電子版は、下記よりダウンロード可能である。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/your_key_to_success.html



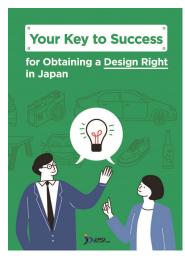


図1 「Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan」 表紙

2 本ガイドブック発行の背景

2.1. 作成の経緯

2015年に日本がハーグ協定のジュネーブ改正協定に加盟し、意匠の国際登録制度を利用できるようになって早10年弱が経過した。2014年に4,870件だった海外からの意匠登録出願は、2022年には10,232件と、2倍以上に増加している1。経済のグローバル化のスピードを鑑みれば、今後も海外からの出願は増加することが見込まれる。

一方で、意匠審査の現場を見てみると、海外ユーザーならではの日本の意匠制度に対する誤解や手続き上のミスが散見される。そこで、今後も日本での意匠権取得ニーズが高まるであろう海外ユーザーが、日本でも円滑に意匠権取得できるようにするため、このガイドブック「Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan」を作成することとした。

2.2. ターゲット設定

日本で意匠権を取得する海外ユーザーの多くは、自国の意匠制度ユーザーでもある。 意匠制度は国によってその内容が実に様々で、例えば、登録前の実体審査の有無、図面開示要件などが国よって異なっている。日本の意匠制度に対する誤解や手続き上のミスが発生しやすいのは、こうした制度の違いに起因するからではないかと推測される。

¹ 特許庁. "The JPO Key Features". 2024-02. https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index. html, (参照 2024-06-26)

そこで、今回のガイドブックのコンテンツを検討する にあたっては、海外ユーザーの中でも「自国の意匠制度 はよく理解しているものの、日本の意匠制度にあまり詳 しくない出願人や現地代理人」を主なターゲットとして 設定した。

本ガイドブックの特徴

3.1. 海外ユーザーが誤解しやすいポイント に絞って掲載

以前から、日本の意匠制度・出願手続に関する海外ユー ザー向けのコンテンツとして、特許庁ウェブサイトに掲 載した意匠審査基準やガイドライン等の英訳があった。 しかし、これらは全ての情報がフラットに並べられてい るため、海外ユーザーにとってどこが自国の意匠制度と 違うのか分かりづらい。

そこで、本ガイドブックは、意匠制度の概要や出願手 続についての説明は最小限にして、紙面のほとんどを、 海外ユーザーが間違えやすいポイントに絞った構成とし

た。本ガイドブックの目次(抜粋・日本語訳)は以下の とおりだ。

- ・日本で登録できるデザイン
- ・意匠が明確でないことによる拒絶を避けるには
- ・関連意匠
- · 一意匠一出願
- ・パリ条約による優先権主張
- ・新規性喪失の例外
- ·(参考) 救済手続

上記のとおり、本ガイドブックは、意匠制度を網羅的 には説明していないものの、誤解していたことで出願が 拒絶になってしまうことは防げるようになるものとなっ ている。

なお、ポイントを絞るにあたっては、海外ユーザーと 日頃から接している日本弁理士会意匠委員会の皆様にも ご協力いただいた。

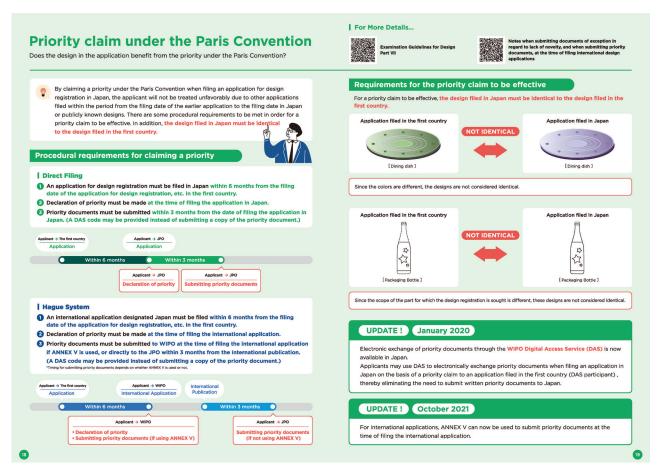


図2 右下に "UPDATE!" の項目を設けているページ



3.2. 法令・審査基準等のアップデート情報をまとめて掲載

意匠法、意匠審査基準、その他の運用は、社会の状況に合わせてこまめに改正・改訂を行っており、海外ユーザーにとっても意匠制度がより便利に、使いやすくなるような改正・改訂も多くある。例えば、平成31年4月の審査基準改定では、正投影図法による六面図の提出が必須ではなくなり、令和元年の法改正では長年「物品」のみであった保護対象に「建築物」「画像」が追加された。しかし、こうした最新情報を全て英語で簡潔にまとめた資料は無く、過去に日本への出願実務経験が多くあったものの情報がアップデートされていない海外ユーザーも実際に存在していることを確認していた。

そこで、本ガイドブックでは、各所に"Update!"というコラムを設けて、そのページで説明している内容に関連する法令改正・基準改訂について簡単に説明するようにしている【図 2】。掲載されているアップデート情報は、「令和元年意匠法改正」という大枠の情報から、WIPOのデジタルアクセスサービス(DAS)を利用した優先権書

類の電子的交換のような、実務者向けの情報まで様々だ。 日本の意匠制度のアップデート情報だけまとめて知りた い海外の実務者にもわかりやすい内容になっている。

3.3. 認められる事例・認められない事例を 比較して紹介

本ガイドブックは、多くの図を用いながら、日本の意匠審査で認められる事例・認められない事例を一対一で比較しながら紹介している【図3】【図4】。例えば、「日本で登録できるデザイン」のページでは、「布地」は登録できるが「模様」だけでは登録できない、「アイコン用画像」は登録できるが「ロゴ」では登録できない、というように、日本の意匠制度をよく知らなければ一見どちらも同じように見える記載の事例をそれぞれ掲載している。

法令や審査基準では、抽象的な文章で表現されていた 登録要件について、図を用いた事例を比較掲載すること で、より明確に日本の意匠制度を理解していただける内 容となっている。

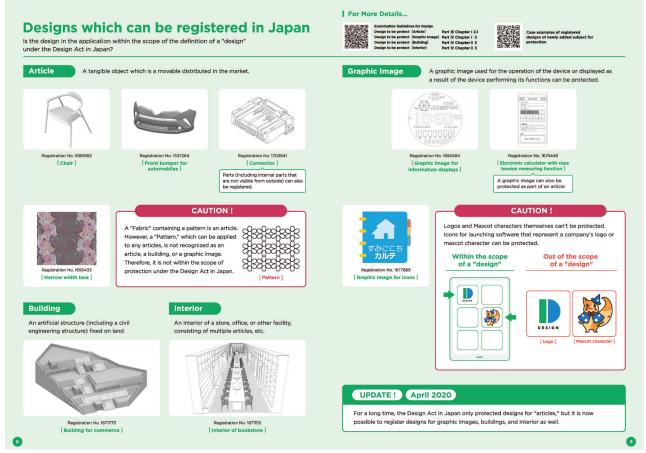


図3 意匠登録できるもの・できないものを比較して紹介

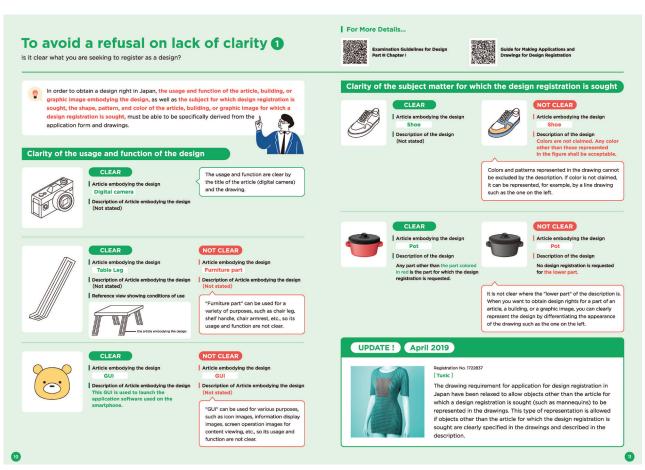


図4 意匠が明確に表現されているもの・されていないものを比較して紹介

日本の実務者の皆様へ 4

本稿は、海外ユーザーをターゲットにした英語のガイ ドブックを日本語で紹介しており、一見矛盾している。し かし筆者は、本ガイドブックの内容をより多くの海外ユー ザーに届けるためには、日本の実務者の皆様にこの存在 を知っていただくことも非常に重要であると考えている。

2. 2 で述べたとおり、本ガイドブックのターゲット は「自国の意匠制度はよく理解しているものの、日本の 意匠制度にあまり詳しくない出願人や現地代理人」であ るが、海外ユーザーは、本ガイドブックが日本国特許庁 のウェブサイトに掲載されているだけでは、その存在に 気が付きにくいと考えている。海外ユーザーが日本への 出願を考える際、特許庁のウェブサイトを閲覧するより も、代理人の皆様にアクセスすることの方が圧倒的に多 いためだ。本稿をご覧になった実務者の皆様には、海外 ユーザーと接する機会、また、日本の意匠制度を海外ユー ザーへ発信する機会があれば、是非本ガイドブックをご 紹介したり、説明用の資料としてご活用いただきたい。

終わりに 5

日本国特許庁は、意匠分野の国際協力を推進するため に「意匠五庁(ID5)会合」「SCT会合」「ハーグ協定 作業部会」等の多国間会合に参加するとともに、各国知 財庁との二国間会合も開催し、他庁との議論を継続して いる。

意匠分野における国際的な議論は、まだまだ課題が山 積しているところであるが、本ガイドブックが、ユーザー が現在直面している問題を少しでも解消することができ ていれば幸いである。